

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成23年8月9日

【四半期会計期間】 第26期第1四半期(自平成23年4月1日至平成23年6月30日)

【会社名】 株式会社ヤマノホールディングス

【英訳名】 YAMANO HOLDINGS CORPORATION

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 山野義友

【本店の所在の場所】 東京都渋谷区代々木一丁目30番7号

【電話番号】 03(3376)7878(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役常務執行役員管理本部長 金木俊明

【最寄りの連絡場所】 東京都渋谷区代々木一丁目30番7号

【電話番号】 03(3376)7878(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役常務執行役員管理本部長 金木俊明

【縦覧に供する場所】 株式会社大阪証券取引所
(大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第25期 第1四半期連結 累計期間	第26期 第1四半期連結 累計期間	第25期
会計期間	自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日	自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日	自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日
売上高 (千円)	6,039,455	5,335,971	25,973,774
経常利益又は経常損失() (千円)	185,512	76,565	154,541
四半期(当期)純損失() (千円)	312,686	115,247	92,038
四半期包括利益又は包括利益 (千円)	319,847	114,609	215,917
純資産額 (千円)	1,778,415	1,852,667	1,984,626
総資産額 (千円)	12,164,471	10,821,806	11,328,330
1株当たり四半期(当期)純損失金額() (円)	10.74	3.64	3.59
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額 (円)			
自己資本比率 (%)	0.1	2.3	3.2

- (注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
- 2 売上高には、消費税等は含んでおりません。
- 3 第25期第1四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式は存在するものの、1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。
- 4 第26期第1四半期連結累計期間並びに第25期の潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。
- 5 第25期第1四半期連結累計期間の四半期包括利益の算定にあたり、「包括利益の表示に関する会計基準」(企業会計基準第25号 平成22年6月30日)を適用し、遡及処理しております。

2 【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)において営まれる事業の内容について、重要な変更はありません。

また、主要な関係会社についても異動はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。
また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

2 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 業績

当第1四半期連結累計期間における我が国経済は、東日本大震災の影響により景気は急激に悪化いたしました。生産活動の持ち直しや、生活必需品を中心とした需要増などにより、景気は回復の動きを見せました。

当社グループが属する美容業界や衣料品小売業界におきましても、震災に伴う消費マインドの悪化、原発事故による悪天候時の外出控え等により厳しい状況で推移いたしました。社会全体が落ち着きを見せる中、4月、5月の天候がよかったことも影響し、来店客数や売上高に弱含みながらも回復の兆しが見えはじめております。

そのような状況のもと、当社グループは、第二創業の2年目となる当期におきましても、前期同様「ソフトと価値の提供」をテーマとした、商品以外のサービス・満足の提供を目指した施策を引続き実施し、来期以降の出店・拡大に向けたビジネスモデルの確立に取り組んでおります。

当第1四半期連結累計期間におきましては、2月決算である美容事業において、震災が発生した3年度の売上高が著しく減少し、4月、5月度も前年を下回って推移いたしました。店舗販売事業であるスポーツ事業、和装事業及び宝飾事業においては、前期の店舗閉鎖等により減収となっているものの、各施策が奏功し既存店売上高では前年同四半期比98.9%と、概ね前年並のトレンドで推移しております。また、卸売事業においては構造改革を実施し、セグメント損失は改善いたしました。

その結果、当第1四半期連結累計期間における売上高は、53億35百万円（前年同四半期比11.6%減）となりましたが、震災の影響を受けながらも、事業効率の向上により営業損失は60百万円（前年同四半期は営業損失1億67百万円）、経常損失76百万円（前年同四半期は経常損失1億85百万円）と改善しており、また、四半期純損失は1億15百万円（前年同四半期は四半期純損失3億12百万円）となりました。

セグメントの業績は、以下のとおりであります。

1) 「美容事業」

美容事業につきましては、他社との差別化戦略として、ターゲットを明確化したサロン設計として「ファミリーサロン」「アンチエイジングサロン」への店舗改修や新規出店を実施しております。また他社との差別化メニューとして「山野式ヘッドスパ」のサービス提供を開始、当第1四半期連結累計期間においては15店舗に導入し、1店あたりの獲得件数も順調に伸びております。また、「ファミリーサロン」を心齋橋に新規出店いたしました。

しかしながら3月度震災発生後の来店客数の著しい減少や、計画停電による営業時間短縮などにより売上が落ち込み、4月、5月は回復を見せたものの、雨天による外出控えなどにより、来客数、売上高ともに前年同四半期比減少となりました。また、このような状況を鑑み、店舗リニューアルや移転、出店の計画を延期することいたしました。

この結果、美容事業の売上高は、7億48百万円（前年同四半期比8.1%減）、セグメント利益は61百万円（前年同四半期比26.2%減）となりました。

2) 「スポーツ事業」

スポーツ事業につきましては、ソフトと価値の提供として 専門店ならではの提案力の強化、体験サービスイベントの開催、メンテナンスサービスの商品化、WEB通販の拡大を行っております。

当第1四半期累計期間におきましては、震災後、防災関連商品の特別需要があり、ランタン、ポリタンクなどのアウトドア用品を始め、スポーツ、アウトドアブランドのウェアが好調な売行きとなりました。WEB通販につきましては、当第1四半期連結累計期間より専任部署を立ちあげ、若年層から中高年層へのアプローチとして「スーパーカールビズ」対応のウェアなどを強化し、掲載点数を前年比110%とした結果、WEB通販の売上高は前年同四半期比で103%と伸長しております。

また、6月から8月まで期間限定で「スポーツワールドHAT神戸店」をオープンし、時流、トレンドに合わせたスポット出店という新たなビジネスモデルケースとして営業をスタートしております。

この結果、前期における店舗閉鎖の影響もあり、スポーツ事業の売上高は、7億87百万円（前年同四半期比8.1%減）、セグメント損失は30百万円（前年同四半期はセグメント損失33百万円）となりました。

3) 「DSM事業」

DSM事業につきましては、ミシン点検サービスや布団の丸洗いクリーニングなどのサービス機能を拡充し、お客様との関係性の深耕に努め、催事集客強化による販売施策を行っております。また、1909プラザ事業部とショッピングプラザ事業部のシステム統合に伴い、ショッピングプラザ事業部においても積立会員の獲得を開始いたしました。

3月に発生した震災の影響により、当第1四半期連結累計期間においても催事の中止や延期が発生し、取引先に働きかけ東北支援のための催事を追加実施いたしましたが、前年同四半期に比べ開催数、集客人数ともに減少、また津波の被害があった地域や原発関連の区域での活動縮小や、消費意欲の減退により催事販売並びに訪問販売ともに売上高が減少いたしました。

この結果、前期における事業所の統廃合の影響もあり、DSM事業の売上高は、8億91百万円（前年同四半期比11.7%減）となり、全社経費の負担が前期比増加したことも影響し、セグメント利益は20百万円（前年同四半期比51.8%減）となりました。

4) 「和装事業」

和装事業につきましては、店頭における着方教室「前楽結び着方教室」、きものパーティなど「着る機会の提供」、お手入れサービス「きものクリニック」の3施策を柱として、顧客の活性化、定着化に努めております。

昨年度より取り組んできた上記施策が奏功し、また高級呉服の構成比も徐々に上がり、低下トレンドだった売上総利益率が改善してまいりました。

しかしながら加工委託先の火災などにより加工品の納品が遅れ、未引渡し商品が増加したことが影響し既存店前年同四半期比でも減収となりました。

この結果、前期における店舗閉鎖の影響もあり、和装事業の売上高は、5億95百万円（前年同四半期比18.4%減）となりましたが、セグメント損失は43百万円（前年同四半期はセグメント損失68百万円）と改善いたしました。

5) 「卸売事業」

卸売事業につきましては、震災の影響から個人消費が低迷した事に加え、寝装部門において量販店との取組を見直したことにより売上高は減少いたしました。事業所統合による賃料の削減、前述の取引見直しに伴う物流コストの大幅な削減等により、利益は改善いたしました。

この結果、卸売事業の売上高は、18億41百万円（前年同四半期比6.2%減）、セグメント損失は12百万円（前年同四半期はセグメント損失72百万円）となりました。

6) 「宝飾事業」

宝飾事業につきましては、店外大型催事への参加による売上増に取り組んでまいりましたが、閉店セールや高額品の買い控えなどにより、利益率が低下するなど、厳しい状況となりました。

この結果、前期における店舗閉鎖の影響もあり、宝飾事業の売上高は、2億43百万円（前年同四半期比15.8%減）となり、セグメント損失は24百万円（前年同四半期はセグメント損失12百万円）となりました。

7) 「その他の事業」

その他の事業の事業内容は、主にかねもり事業部の代理店を通じた呉服等を中心とした催事販売、RC卸事業部の健康器具卸、堀田（上海）貿易有限公司の意匠撚糸の販売、株式会社アールエフシー及び株式会社ヤマノ1909セイビングの前払式特定取引業による手数料収益であります。

その他の事業の売上高は、平成22年5月に化粧品卸事業を譲渡した影響により、2億28百万円（前年同四半期比39.7%減）となりましたが、セグメント損失は2百万円（前年同四半期はセグメント損失15百万円）と改善いたしました。

(2) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結累計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

(3) 研究開発活動

該当事項はありません。

(4) 従業員数

当第1四半期連結累計期間において、連結会社または提出会社の従業員数の著しい増減はありません。

(5) 生産、受注及び販売の実績

当第1四半期連結累計期間において、生産、受注及び販売実績の著しい変動はありません。

(6) 主要な設備

当第1四半期連結累計期間において、主要な設備の著しい変動及び主要な設備の前連結会計年度末における計画の著しい変更はありません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	87,999,900
A種優先株式	50
B種優先株式	50
計	88,000,000

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成23年6月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成23年8月9日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	32,797,058	32,797,058	大阪証券取引所 JASDAQ (スタンダード)	単元株式数100株(注1)
A種優先株式	1	1	非上場	単元株式数1株(注2・3)
B種優先株式	1	1	非上場	単元株式数1株(注2・4)
計	32,797,060	32,797,060		

(注) 1 「提出日現在発行数」欄には、平成23年8月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

2 A種優先株式1株は、現物出資(社債100,000千円)によるものであります。また、B種優先株式1株は、現物出資(社債211,131千円)によるものであります。

3 A種優先株式の内容は次のとおりであります。

(1) 優先配当金

優先配当金

ある事業年度中に属する日を基準日として剰余金の配当を行うときは、当該基準日の最終の株主名簿に記録されたA種優先株式の株主(以下「A種優先株主」という。)又はA種優先株式の登録株式質権者(以下「A種優先登録株式質権者」という。)に対して、基準日の最終の株主名簿に記録された普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)及び普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者」という。)に先立ち、A種優先株式1株につき、下記に定める額の配当金(以下「A種優先配当金」という。)を金銭にて支払う。但し、当該剰余金の配当の基準日の属する事業年度中の日かつ、当該剰余金の配当の基準日よりも前の日を基準日としてA種優先配当金の配当をしたときは、その額を控除した金額とする。

優先配当金の額

A種優先株式1株あたりのA種優先配当金の額は、A種優先株式1株あたりの払込金額に年率5%を乗じて算出した金額(当該剰余金の配当の基準日に属する事業年度の初日(但し、当該剰余金の配当の基準日が2010年3月末日に終了する事業年度に属する場合は、払込期日とする。)(いずれも同日を含む。)から当該剰余金の配当の基準日(同日を含む。)までの期間の実日数につき、1年365日として日割計算により算出される金額とし、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)とする。

累積条項

ある事業年度においてA種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して支払う1株あたりの剰余金の配当の総額が、当該事業年度の末日を基準日とするA種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積する。累積した不足額(以下「A種累積未払配当金」という。)については、当該翌事業年度以降、A種優先配当金並びに普通株主及び普通登録株式質権者に対する剰余金の配当に先立ち、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して配当する。

非参加条項

A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対しては、A種優先株式配当金を超えて配当は行わない。

(2) 残余財産の分配額

残余財産の分配額

当社は、当会社の解散に際して残余財産を分配するときは、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して、A種優先株式1株あたり下記に定める金額(以下「A種残余財産分配額」という。)を普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、支払う。A種残余財産分配額は、A種優先株式1株あたり、()払込金額相当額、()A種累積未払配当金相当額及び()払込金額相当額に、解散日が属する事業年度開始日(同日を含む。)から解散日の前日(同日を含む。)までの期間に対して年率5%の利率で計算される金額(かかる期間の実日数を分子とし365を分母とする分数を乗じることにより算出した額とし、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)の和とする。

非参加条項

A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対しては、前号のほか、残余財産の分配は行わない。

(3) 譲渡制限

A種優先株式について譲渡制限は定めない。

(4) 議決権

A種優先株主は、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

(5) 金銭を対価とする取得請求権(償還請求権)

A種優先株主は、2013年9月30日以降いつでも、A種優先株式全部を下記の定める金額(以下「A種優先株式償還請求額」という。)の金銭を対価として取得することを当会社に請求すること(以下「A種優先株式償還請求」という。)ができる。なお、A種優先株式償還請求がなされた日における分配可能額を超えて、A種優先株主からA種優先株式の取得の請求が行われた場合、取得するA種優先株式は、抽選、按分比例その他の方法により決定する。「A種優先株式償還請求額」は、A種優先株式1株あたり、()払込金額相当額及び()払込金額相当額に払込期日(同日を含む。)から取得日の前日(同日を含む。)までの期間に対し年率5%の利率で計算される金額(払込期日(同日を含む。)から2010年3月末日までの期間及び取得日の直前に開催された定時株主総会が属する事業年度の初日(同日を含む。)から取得日の前日(同日を含む。)までの期間については、払込金額相当額に0.05を乗じ、さらにかかる期間の実日数を分子とし365を分母とする分数を乗じることにより算出した額とし、上記以外の期間については、1事業年度毎に払込金額相当額に0.05を乗じることにより算出する。なお、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)の和とする。

(6) 金銭を対価とする取得条項(強制償還)

当社は、A種優先株式の全部又は一部を、払込期日から1年後の応当日以降いつでも、当会社の取締役会決議に基づき、A種優先株式1株につき、下記の定める金額(以下「A種優先株式強制償還請求額」という。)の金銭を支払うことと引換えに、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者の意思にかかわらず、取得することができる。一部を取得するときは、取得すべきA種優先株式は、抽選、按分比例その他の方法により決定する。「A種優先株式強制償還請求額」は、A種優先株式1株あたり、()払込金額相当額及び()払込金額相当額に払込期日(同日を含む。)から取得日の前日(同日を含む。)までの期間に対し年率5%の利率で計算される金額(払込期日(同日を含む。)から2010年3月末日までの期間及び取得日の直前に開催された定時株主総会が属する事業年度の初日(同日を含む。)から取得日の前日(同日を含む。)までの期間については、払込金額相当額に0.05を乗じ、さらにかかる期間の実日数を分子とし365を分母とする分数を乗じることにより算出した額とし、上記以外の期間については、1事業年度毎に払込金額相当額に0.05を乗じることにより算出する。なお、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)の和とする。

(7) 普通株式を対価とする取得請求権

当社が発行するA種優先株式の全部又は一部は、当社に対して普通株式を対価とする取得の請求はできないものとする。

(8) 株式の分割又は併合、募集株式の割当てを受ける権利等

当社は、法令に定める場合を除き、A種優先株式についての株式の分割又は併合は行わない。当社は、A種優先株主に対して、募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、また株式無償割当て又は新株予約権無償割当ては行わない。

(9) 会社法第322条第2項に規定する定款の定め有無

会社法第322条第2項に規定する定款の定めはありません。

(10) 議決権を有しないこととしている理由

資本増強にあたり、既存の株主への影響を考慮したためであります。

4 B種優先株式の内容は次のとおりであります。

(1) 優先配当金

優先配当金

ある事業年度中に属する日を基準日として剰余金の配当を行うときは、当該基準日の最終の株主名簿に記録されたB種優先株式の株主(以下「B種優先株主」という。)又はB種優先株式の登録株式質権者(以下「B種優先登録株式質権者」という。)に対して、基準日の最終の株主名簿に記録された普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)及び普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者」と

いう。)に先立ち、B種優先株式1株につき、下記に定める額の配当金(以下「B種優先配当金」という。)を金銭にて支払う。但し、当該剰余金の配当の基準日の属する事業年度中の日でかつ、当該剰余金の配当の基準日よりも前の日を基準日としてB種優先配当金の配当をしたときは、その額を控除した金額とする。

優先配当金の額

B種優先株式1株当たりのB種優先配当金の額は、B種優先株式1株あたりの払込金額に年率5%を乗じて算出した金額(当該剰余金の配当の基準日に属する事業年度の初日(但し、当該剰余金の配当の基準日が2010年3月末日に終了する事業年度に属する場合は、払込期日とする。)(いずれも同日を含む。))から当該剰余金の配当の基準日(同日を含む。))までの期間の実日数につき、1年365日として日割計算により算出される金額とし、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)とする。

累積条項

ある事業年度においてB種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対して支払う1株あたりの剰余金の配当の総額が、当該事業年度の末日を基準日とするB種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積する。累積した不足額(以下「B種累積未払配当金」という。)については、当該翌事業年度以降、B種優先配当金並びに普通株主及び普通登録株式質権者に対する剰余金の配当に先立ち、B種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対して配当する。

非参加条項

B種優先株主又はB種優先登録質権者に対しては、B種優先株式配当金を超えて配当は行わない。

(2) 残余財産の分配額

残余財産の分配額

当社は、当会社の解散に際して残余財産を分配するときは、B種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対して、B種優先株式1株あたり下記に定める金額(以下「B種残余財産分配額」という。)を普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、支払う。B種残余財産分配額は、B種優先株式1株あたり、()払込金額相当額、()B種累積未払配当金相当額及び()払込金額相当額に、解散日が属する事業年度開始日(同日を含む。))から解散日の前日(同日を含む。))までの期間に対して年率5%の利率で計算される金額(かかる期間の実日数を分子とし365を分母とする分数を乗じることにより算出した額とし、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)の和とする。

非参加条項

B種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対しては、前号のほか、残余財産の分配は行わない。

(3) 譲渡制限

B種優先株式について譲渡制限は定めない。

(4) 議決権

B種優先株主は、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

(5) 金銭を対価とする取得請求権(償還請求権)

B種優先株主は、2014年9月30日以降いつでも、B種優先株式全部を下記の定める金額(以下「B種優先株式償還請求額」という。)の金銭を対価として取得することを当会社に請求すること(以下「B種優先株式償還請求」という。)ができる。なお、B種優先株式償還請求がなされた日における分配可能額を超えて、B種優先株主からB種優先株式の取得の請求が行われた場合、取得するB種優先株式は、抽選、按分比例その他の方法により決定する。「B種優先株式償還請求額」は、B種優先株式1株あたり、()払込金額相当額及び()払込金額相当額に払込期日(同日を含む。))から取得日の前日(同日を含む。))までの期間に対し年率5%の利率で計算される金額(払込期日(同日を含む。))から2010年3月末日までの期間及び取得日の直前に開催された定時株主総会が属する事業年度の初日(同日を含む。))から取得日の前日(同日を含む。))までの期間については、払込金額相当額に0.05を乗じ、さらにかかる期間の実日数を分子とし365を分母とする分数を乗じることにより算出した額とし、上記以外の期間については、1事業年度毎に払込金額相当額に0.05を乗じることにより算出する。なお、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)の和とする。

(6) 金銭を対価とする取得条項(強制償還)

当社は、B種優先株式の全部又は一部を、払込期日から1年後の応当日以降いつでも、当会社の取締役会決議に基づき、B種優先株式1株につき、下記の定める金額(以下「B種優先株式強制償還請求額」という。)の金銭を支払うことと引換えに、B種優先株主又はB種優先登録株式質権者の意思にかかわらず、取得することができる。一部を取得するときは、取得すべきB種優先株式は、抽選、按分比例その他の方法により決定する。「B種優先株式強制償還請求額」は、B種優先株式1株あたり、()払込金額相当額及び()払込金額相当額に払込期日(同日を含む。))から取得日の前日(同日を含む。))までの期間に対し年率5%の利率で計算される金額(払込期日(同日を含む。))から2010年3月末日までの期間及び取得日の直前に開催された定時株主総会が属する事業年度の初日(同日を含む。))から取得日の前日(同日を含む。))までの期間については、払込金額相当額に0.05を乗じ、さらにかかる期間の実日数を分子とし365を分母とする分数を乗じることにより算出した額とし、上記以外の期間については、1事業年度毎に払込金額相当額に0.05を乗じることにより算出する。なお、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)の和とする。

(7) 普通株式を対価とする取得請求権

当社が発行するB種優先株式の全部又は一部は、当社に対して普通株式を対価とする取得の請求はできないものとする。

(8) 株式の分割又は併合、募集株式の割当てを受ける権利等

当社は、法令に定める場合を除き、B種優先株式についての株式の分割又は併合は行わない。当社は、B種優先株主に対して、募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、また株式無償割当て又は新株予約権無償割当ては行わない。

(9) 会社法第322条第2項に規定する定款の定めの有無

会社法第322条第2項に規定する定款の定めはありません。

(10) 議決権を有しないこととしている理由

資本増強にあたり、既存の株主への影響を考慮したためであります。

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成23年4月1日～ 平成23年6月30日 (注)	90,000	32,797,060	1,492	1,574,738	1,492	688,402

(注) 新株予約権の行使による増加であります。

(6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成23年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	A種優先株式 1 B種優先株式 1		「1 株式等の状況 (1) 株式の総数等 発行済株式」に記載のとおりであります。 (注) 1
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 15,900		
完全議決権株式(その他)	普通株式 32,690,200	326,902	(注) 2
単元未満株式	普通株式 958		
発行済株式総数	32,707,060		
総株主の議決権		326,902	

- (注) 1 A種優先株式及びB種優先株式は、普通株式の転換請求権がないため議決権はありません。
- 2 「完全議決権株式(その他)」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が4,800株(議決権の数48個)含まれております。
- 3 当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(平成23年3月31日)に基づく株主名簿による記載をしております。

【自己株式等】

平成23年6月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
株式会社ヤマノホールディングス	東京都渋谷区代々木1 - 30 - 7	15,900	-	15,900	0.05
計		15,900	-	15,900	0.05

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4 【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号)に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期連結会計期間(平成23年4月1日から平成23年6月30日まで)及び第1四半期連結累計期間(平成23年4月1日から平成23年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表について、監査法人元和により四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】
(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成23年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,786,979	1,146,608
受取手形及び売掛金	2,513,629	2,495,452
商品及び製品	2,761,590	2,947,370
仕掛品	23,015	16,149
原材料及び貯蔵品	82,216	87,402
その他	390,647	364,556
貸倒引当金	90,212	81,118
流動資産合計	7,467,866	6,976,421
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	1,962,278	1,926,416
減価償却累計額	1,220,375	1,193,170
建物及び構築物(純額)	741,903	733,246
機械装置及び運搬具	39,750	39,529
減価償却累計額	37,675	37,627
機械装置及び運搬具(純額)	2,074	1,902
工具、器具及び備品	670,107	657,043
減価償却累計額	607,219	595,342
工具、器具及び備品(純額)	62,887	61,700
土地	982,245	982,245
リース資産	14,262	14,262
減価償却累計額	1,942	2,655
リース資産(純額)	12,320	11,607
有形固定資産合計	1,801,431	1,790,702
無形固定資産		
その他	90,088	82,335
無形固定資産合計	90,088	82,335
投資その他の資産		
投資有価証券	152,694	154,269
長期貸付金	72,131	71,117
敷金及び保証金	1,651,351	1,633,168
その他	870,663	867,340
貸倒引当金	777,897	753,547
投資その他の資産合計	1,968,943	1,972,347
固定資産合計	3,860,463	3,845,385
資産合計	11,328,330	10,821,806

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成23年6月30日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	3,138,162	2,887,615
短期借入金	2,152,815	2,116,565
1年内返済予定の長期借入金	234,453	238,313
1年内償還予定の社債	187,500	145,000
未払金	971,351	924,500
前受金	953,798	969,391
未払法人税等	79,560	34,034
賞与引当金	20,300	15,971
返品調整引当金	20,184	16,487
ポイント引当金	77,048	72,221
株主優待引当金	4,101	4,101
その他	660,535	722,281
流動負債合計	8,499,811	8,146,484
固定負債		
社債	111,250	100,000
長期借入金	153,035	131,031
長期未払金	227,553	246,998
繰延税金負債	951	704
退職給付引当金	96,837	99,503
資産除去債務	174,304	172,309
負ののれん	26,791	23,345
その他	53,169	48,763
固定負債合計	843,892	822,655
負債合計	9,343,703	8,969,139
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,573,246	1,574,738
資本剰余金	1,997,697	1,999,189
利益剰余金	3,115,932	3,231,180
自己株式	3,019	3,019
株主資本合計	451,992	339,729
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	10,391	8,791
為替換算調整勘定	79,726	80,803
その他の包括利益累計額合計	90,117	89,595
新株予約権	1,044	1,030
少数株主持分	1,621,707	1,601,503
純資産合計	1,984,626	1,852,667
負債純資産合計	11,328,330	10,821,806

(2)【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】
【四半期連結損益計算書】
【第1四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)
売上高	6,039,455	5,335,971
売上原価	3,522,443	3,163,346
売上総利益	2,517,012	2,172,624
販売費及び一般管理費	2,684,686	2,232,745
営業損失()	167,674	60,121
営業外収益		
受取利息	2,163	1,632
受取地代家賃	4,478	4,487
協賛金収入	2,660	3,532
負ののれん償却額	8,440	3,455
その他	22,261	15,184
営業外収益合計	40,005	28,292
営業外費用		
支払利息	38,186	32,268
手形売却損	284	401
その他	19,372	12,067
営業外費用合計	57,843	44,736
経常損失()	185,512	76,565
特別利益		
固定資産売却益	123	196
貸倒引当金戻入額	4,106	-
債務免除益	4,000	-
その他	7,286	1
特別利益合計	15,516	198
特別損失		
固定資産除却損	2,633	4,482
災害による損失	-	4,395
店舗閉鎖損失	13,787	2,596
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	104,973	-
その他	24,705	9,296
特別損失合計	146,100	20,771
税金等調整前四半期純損失()	316,096	97,138
法人税、住民税及び事業税	19,769	18,237
法人税等合計	19,769	18,237
少数株主損益調整前四半期純損失()	335,865	115,376
少数株主損失()	23,179	128
四半期純損失()	312,686	115,247

【四半期連結包括利益計算書】
【第1四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)
少数株主損益調整前四半期純損失()	335,865	115,376
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	5,374	1,391
為替換算調整勘定	21,392	625
その他の包括利益合計	16,018	766
四半期包括利益	319,847	114,609
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	295,539	115,428
少数株主に係る四半期包括利益	24,307	819

【追加情報】

当第1四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日)
当第1四半期連結会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日)を適用しております。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成23年6月30日)																		
1. 受取手形割引高 45,097千円 受取手形裏書高 30,833千円	1. 受取手形割引高 65,624千円 受取手形裏書高 33,355千円																		
2. 偶発債務 債務保証 堀田丸正株式会社は、次の協同組合について、金融機関からの借入に対し債務保証を行っております。	2. 偶発債務 債務保証 堀田丸正株式会社は、次の協同組合について、金融機関からの借入に対し債務保証を行っております。																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th>保証先</th> <th>金額(千円)</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>協同組合東京ベ ・マルシェ</td> <td style="text-align: center;">84,000</td> <td>借入債務</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td style="text-align: center;">84,000</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	保証先	金額(千円)	内容	協同組合東京ベ ・マルシェ	84,000	借入債務	合 計	84,000		<table border="1"> <thead> <tr> <th>保証先</th> <th>金額(千円)</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>協同組合東京ベ ・マルシェ</td> <td style="text-align: center;">129,520</td> <td>借入債務</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td style="text-align: center;">129,520</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	保証先	金額(千円)	内容	協同組合東京ベ ・マルシェ	129,520	借入債務	合 計	129,520	
保証先	金額(千円)	内容																	
協同組合東京ベ ・マルシェ	84,000	借入債務																	
合 計	84,000																		
保証先	金額(千円)	内容																	
協同組合東京ベ ・マルシェ	129,520	借入債務																	
合 計	129,520																		
3. 財務制限条項等 下記条項に抵触した場合は当該契約上の債務について、金利引上げ、期限の利益の喪失等の可能性があります。	3. 財務制限条項等 下記条項に抵触した場合は当該契約上の債務について、金利引上げ、期限の利益の喪失等の可能性があります。																		
(1) 平成17年6月28日締結の長期借入金については、下記の条項が付されております。 なお、平成22年3月31日付で、当該借入金は短期借入金に切替えており、平成23年3月31日現在の残高は152,748千円であります。 基本契約締結日以降に到来する当社の毎会計年度末において、決算報告書等に記載する連結での貸借対照表、損益計算書につき、以下に定める事由のいずれかが生じた場合には、基本契約の見直しを目的とした協議をする。 営業利益並びに経常利益が赤字になったとき、自己資本比率が0%未満(債務超過状態)となったとき。 その他、出資維持等に一定の制限が設けられております。	(1) 平成17年6月28日締結の長期借入金については、下記の条項が付されております。 なお、平成22年3月31日付で、当該借入金は短期借入金に切替えており、平成23年6月30日現在の残高は152,748千円であります。 基本契約締結日以降に到来する当社の毎会計年度末において、決算報告書等に記載する連結での貸借対照表、損益計算書につき、以下に定める事由のいずれかが生じた場合には、基本契約の見直しを目的とした協議をする。 営業利益並びに経常利益が赤字になったとき、自己資本比率が0%未満(債務超過状態)となったとき。 その他、出資維持等に一定の制限が設けられております。																		
(2) 平成20年9月26日締結の社債200,000千円(うち、1年内償還予定社債100,000千円)については、出資維持等に一定の制限が設けられております。	(2) 平成20年9月26日締結の社債200,000千円(うち、1年内償還予定社債100,000千円)については、出資維持等に一定の制限が設けられております。																		
(3) 平成18年5月11日及び平成18年5月30日締結の長期借入金156,492千円(うち、1年以内返済予定長期借入金52,164千円)については、営業用財産の譲渡等について一定の制限が設けられております。	(3) 平成18年5月11日及び平成18年5月30日締結の長期借入金104,328千円(うち、1年以内返済予定長期借入金52,164千円)については、営業用財産の譲渡等について一定の制限が設けられております。																		

(四半期連結損益計算書関係)

該当事項はありません。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期連結累計期間に係る減価償却費（無形固定資産に係る償却費を含む。）及び負ののれん償却費は、次のとおりであります。

前第1四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)		当第1四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日)	
減価償却費	33,723千円	減価償却費	34,096千円
負ののれん償却費	8,440千円	負ののれん償却費	3,455千円

(株主資本等関係)

前第1四半期連結累計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)

1. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当第1四半期連結累計期間(自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日)

1. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自平成22年4月1日至平成22年6月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：千円)

	報告セグメント				
	美容	スポーツ	D S M	和装	卸売
売上高					
外部顧客への売上高	814,061	856,228	1,009,558	728,903	1,962,316
セグメント間の内部売上高 又は振替高					51,396
計	814,061	856,228	1,009,558	728,903	2,013,712
セグメント利益又は損失()	83,620	33,556	43,141	68,100	72,003

	報告セグメント		その他 (注1)	合計	調整額 (注2)	四半期連結 損益計算書 計上額 (注3)
	宝飾	計				
売上高						
外部顧客への売上高	289,781	5,660,849	378,606	6,039,455		6,039,455
セグメント間の内部売上高 又は振替高		51,396	7,567	58,963	58,963	
計	289,781	5,712,245	386,173	6,098,419	58,963	6,039,455
セグメント利益又は損失()	12,985	59,884	15,756	75,640	92,033	167,674

- (注) 1 その他には、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、金融事業及びその他事業等を含んでおりません。
- 2 セグメント利益の調整額 92,033千円には、セグメント間取引消去5,694千円、各報告セグメントに配分していない全社費用 102,437千円及び棚卸資産の調整額4,709千円が含まれております。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。
- 3 セグメント利益又は損失()は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

当第1四半期連結累計期間(自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：千円)

	報告セグメント				
	美容	スポーツ	D S M	和装	卸売
売上高					
外部顧客への売上高	748,510	787,010	891,686	595,065	1,841,423
セグメント間の内部売上高 又は振替高					31,821
計	748,510	787,010	891,686	595,065	1,873,245
セグメント利益又は損失()	61,749	30,748	20,794	43,744	12,954

	報告セグメント		その他 (注1)	合計	調整額 (注2)	四半期連結 損益計算書 計上額 (注3)
	宝飾	計				
売上高						
外部顧客への売上高	243,942	5,107,639	228,331	5,335,971		5,335,971
セグメント間の内部売上高 又は振替高		31,821	4,848	36,670	36,670	
計	243,942	5,139,461	233,180	5,372,641	36,670	5,335,971
セグメント利益又は損失()	24,357	29,260	2,434	31,695	28,425	60,121

(注) 1 その他には、報告セグメントに含まれない事業セグメントである金融事業及びその他事業等を含んでおりま
す。

2 セグメント利益の調整額 28,425千円には、セグメント間取引消去857千円、各報告セグメントに配分してい
ない全社費用 33,476千円及び棚卸資産の調整額4,193千円が含まれております。全社費用は、主に報告セグ
メントに帰属しない一般管理費であります。

3 セグメント利益又は損失()は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純損失金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)
1株当たり四半期純損失金額()	10円74銭	3円64銭
(算定上の基礎)		
四半期純損失()(千円)	312,686	115,247
普通株主に帰属しない金額(千円)	3,878	3,878
(うち 優先配当額)(千円)	(3,878)	(3,878)
普通株式に係る四半期純損失()(千円)	316,565	119,125
普通株式の期中平均株式数(千株)	29,472	32,695

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、1株当たり四半期純損失であるため、記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成23年 8月 8日

株式会社ヤマノホールディングス

取締役会 御中

監査法人元和

指定社員
業務執行社員 公認会計士 星山和彦 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 白井 聡 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 中川俊介 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ヤマノホールディングスの平成23年4月1日から平成24年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間(平成23年4月1日から平成23年6月30日まで)及び第1四半期連結累計期間(平成23年4月1日から平成23年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ヤマノホールディングス及び連結子会社の平成23年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。